取締役委任契約書

株式会社○○○○（以下、「甲」という）は、○○○○（以下、「乙」という）を取締役として任用するにあたり、下記の通り契約を締結する。

第1条（目的）

　甲は、令和○○年○○月○○日付第〇〇回定時株主総会の決議によって、乙を甲の取締役として選任し、乙は就任を承諾するものとする。

第2条（任期）

　乙の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

第3条（乙の地位）

乙の取締役としての地位は、甲の株主総会における取締役の選任に準ずるものである。

2 甲の株主総会が乙の解任決議をした場合、前項に定める期間に関わらず、本契約は終了し、取締役としての地位を失うものとする。この場合、甲は乙に対し本契約において明示されたものを除き、報酬、退職金、損害賠償、その他費用等、いっさいの支払い義務を負わないものとする。

第4条（遵守事項）

　乙は、甲の取締役として業務を遂行するにあたり、甲の定款及び社内規定、その他の規則を遵守する。

第5条（報酬等）

甲が、乙に対して支払う報酬等は、以下の通りとする。

1. 甲は乙に対し年俸として、年間○○○○万円を支給する。
2. 賞与及び退職金については、定款に定める取締役報酬規定及び退職金規定に基づき、甲の業績に対し、乙の貢献度を勘定して支払うものとする。
3. 甲は、前項に定める報酬を毎月○日限り、年俸を12ヶ月に均等割りした金額を、乙の指定する口座に振り込んで支払う。ただし、振込手数料は甲の負担とする。
4. 甲は社会保険料を負担しないものとする。

第6条（競業禁止）

1　乙は、自己又は第三者のために、甲の定款で定める業務と同じもしくは競合する可能性のある内容の業務を行ってはならない。同業もしくは競合する可能性のある会社、他の組織に役員として就任、コンサルタント契約の締結等も同様とする。ただし、事前に取締役会において、当該業務もしくは就任につき重大な事実を開示し、承認を受けた場合は適用しないものとする。

2　乙は、甲の取締役を退任するにあたり、退任後1年間は、○○及び隣接する都道府県において、甲の定款に定める業務と競合関係にある事業を自ら開業し、又は競合関係にある事業者の役員に就任しないものとする。

3　乙は、事前に甲から書面による承諾を得ずに、本契約の終了後1年間は、甲の役員又は従業員を乙又は第三者のために任用及び雇用について勧誘してはならない。

第7条（秘密保持）

　乙は、甲の職務を遂行する過程で知り得た甲の営業上又は技術上の秘密を、事前に甲の書面による承諾を得ない限り、第三者に開示もしくは漏洩してはならない。当事者以外の第三者の情報についても同様とする。ただし、次の各号に該当する事項は含まれないものとする。

1．公知である情報、開示後に公知となった情報

2．乙が取締役の就任以前に取得した情報

3．乙が第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に取得した情報

2 前項の規定は、任期の終了後においても効力を有するものとする。

第8条（反社会的勢力の排除）

本契約において「反社会的勢力」とは、下記のいずれかに該当する者をいう。

1. 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、特殊知能暴力集団
2. 総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ
3. その他、前各号に準ずる暴力的な要求行為、又は法的責任を逸脱した不当要求行為をする勢力

2　甲及び乙は、自らが反社会的勢力に該当せず、反社会的勢力と次の各号に該当する関係がないことを確約する。

1. その代表者、役員、支配人その他重要な従業者もしくは実質的に経営を支配する者が反社会的勢力に該当しないこと
2. 反社会的勢力が経営に対し、実質的に関与している関係
3. 自己又は自社、第三者のために不正に利益を図る目的及び、第三者に故意に損害を加える目的もしくは行為など、反社会的勢力を利用している関係
4. 反社会的勢力に資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関係
5. 役員又は、実質的に経営に関与する者が、反社会的勢力等と非難される関係

3　甲及び乙は、相手方（業務を執行する役員、取締役、執行役又はこれらに準ずる役員を含む）が自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合、催告を要せず直ちに本契約を解除することができる。

1. 暴力的な要求行為
2. 法的責任を超えた不当な要求行為
3. 取引につき、脅迫的な言動、又は暴力を用いる行為
4. 風説の流布、偽計もしくは威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
5. その他、前各号に準ずる行為

4　甲及び乙は、相手方が反社会的勢力への該当性もしくは関係性の判断のために調査が必要と判断した場合において、その調査に協力し、判断に必要とするいっさいの資料を提出しなければならない。

5　甲及び乙は、相手方が前項に違反した場合、又は前項の調査に協力しない場合は、催告をせずに直ちに本契約及び個別契約を解除することができる。この場合、契約を解除した当事者は相手方に対し、何ら損害賠償責任を負わないものとする。

第9条（協議）

本契約及び定款又は会社規則に定めのない事項については、甲乙双方が協議し、別途、個別の契約によってこれを定めることとする。

第10条（管轄の合意）

　本契約の紛争に関する裁判の第一審裁判所については、甲の本店所在地を管轄する◯◯地方裁判所を専属合意管轄裁判所とする。

本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

○○年○○月○○日

　　 本　店

（甲）　　 商　号

代表者　　　 印

　 住　所
　　　　　　　 （乙）

 氏　名 　 　　　　　　　　　　　　　　 　印